8　障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する事務を行う。

（削る）

（削る）

9　（略）

（削る）

第九款～第十一款　（略）

（システム室、調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　（略）

2～10　（略）

11　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除き、子ども・子育て支援勘定にあっては子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金に係る部分に限る。）の経理に関すること。

二　年金特別会計（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

12　（略）

第十二款　人材開発統括官

（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）

第七十三条の四　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。

2～11　（略）

8　障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

9　（略）

（障害児・発達障害者支援室）

第六十四条の二　障害福祉課に、障害児・発達障害者支援室を置く。

2　障害児・発達障害者支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　障害児（児童福祉法に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進（同法の規定による障害児相談支援を除く。）に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　発達障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する「発達障害者」をいい、発達障害児（同法に規定する「発達障害児」をいう。）を除く。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害福祉サービス（療養介護に限る。）に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

3　障害児・発達障害者支援室に、室長を置く。

第十款～第十二款　（略）

（システム室、調査室、監査室及び会計室）

第七十三条の二　（略）

2～10　（略）

11　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　年金特別会計（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。

二　年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

12　（略）

第十三款　人材開発統括官

（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）

第七十三条の四　本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官二人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官七人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。

2～11　（略）